総合特別区域の進捗に係る事後評価［観光立国・地域活性化（農林水産業）分野］ 平成28年度

未来創造「新・ものづくり」特区［指定：平成23年12月、認定：平成24年11月］

正
準

正：平成28年3月末までに計画が認定された地区／準：平成28年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ⅰ)＋ⅱ)の平均値　(3.5＋3.5)／2＝3.5　3.5

ⅰ)取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

番号	評価指標	進捗度	評点
1	産地力の強化≪代替指標・数値目標≫	91%	3
2	企業立地による地域産業の振興及び雇用の拡大≪代替指標・数値目標≫	94%	4

評価指標毎の進捗の評価の平均値　(5×0＋4×1＋3×1＋2×0＋1×0)／2＝3.5　3.5

※1）1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

※2）評価指標1は複数の数値目標があり、※1のとおり各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均しているため、進捗度と評点が整合しない。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ⅱ)取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　3.5

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ⅰ)、ⅱ)、ⅲ)の平均値　(3.3＋3.3＋4.0)／3＝3.5　3.5

ⅰ）規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置
（事項）
市街化調整区域への企業立地に係る農振法・農地法のガイドライン弾力的運用
（概要）
内陸部への移転に急を要する個別案件について、平成24年に市が作成した運用方針に基づき、国・県・市による調整会議を開催した結果、除外・転用が可能となった。

専門家による評価の平均値　3.3

ⅱ）財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値　3.3

ⅲ）地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値　4.0

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

（専門家所見（主なもの））

3.5

・企業立地は一定程度の成果をあげている。
・財政・税制・金融支援の積極的活用については、特に地域独自の取組について、かなり活発であると評価できる。
・企業の農業参入の数は増えており、全国でもトップクラスにあると考えるが、1件あたりの農地面積はそれほど大きくはないこと、また、当初予定していた代替農地の創出が困難に直面したことが、農業生産額の増加に結び付いていない要因だと考える。ただし、企業参入によって農産加工など農商工連携の動きも生まれており、これを評価するとともに戦略的なものに仕立てていく必要がある。また、地元企業の農業参入した企業の経営耕地面積の増加などは今後の展開を期待できるものといえる。
・耕作放棄地の再生を行う一方で工場用地確保のために農地除外を進めているために、耕地再生の成果を相殺してしまっている。「農業と工業のバランスある土地利用」は必ずしも成功していない。
・沿岸部から内陸部への企業の移転ニーズというより、市内企業の事業拡張に伴う用地確保ニーズに応える形になっているため、結果的に雇用増につながっていない。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値　3.5

総合評価

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを1：1：2の比率で計算（3.5＋3.5＋3.5×2）／4＝3.5

3.5

（注）評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。